

1. 件名：「川内原子力発電所及び玄海原子力発電所設置変更許可申請（有毒ガス防護）の適合性審査に関する面談」

2. 日時：令和元年11月20日（水） 13時30分～13時35分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

立元保安規定二係長、薩川審査チーム員

九州電力株式会社：

東京支社 担当、他1名

5. 要旨

（1）九州電力株式会社から、川内原子力発電所1，2号原子炉施設及び玄海原子力発電所3，4号原子炉施設の有毒ガス防護対策等に係る設置変更許可申請書の補足説明資料の提出があった。

（2）原子力規制庁は、今後、資料の確認を行い、引き続き審査を行う旨を伝えた。

（3）九州電力から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 川内原子力発電所1号炉及び2号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について
- ・ 玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について
- ・ 川内原子力発電所1号炉及び2号炉 有毒ガス防護に関する改正規則等への適合性について
- ・ 玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 有毒ガス防護に関する改正規則等への適合性について
- ・ 川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第3条第2項第4号 発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画について
- ・ 玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第3条第2項第4号 発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画について

- ・川内原子力発電所 1号炉及び2号炉 設置許可基準規則等への適合性について（原子力事業者の技術的能力）補足説明資料
- ・玄海原子力発電所 3号炉及び4号炉 設置許可基準規則等への適合性について（原子力事業者の技術的能力）補足説明資料
- ・川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号（平和目的）基準への適合性について
- ・玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号（平和目的）基準への適合性について
- ・川内原子力発電所 1号炉及び2号炉 緊急時制御室の有毒ガス防護について（※非公開）
- ・玄海原子力発電所 3号炉及び4号炉 緊急時制御室の有毒ガス防護について（※非公開）
- ・川内原子力発電所 1号炉及び2号炉 有毒ガス防護に関する改正規則等への適合性について（緊急時制御室）（※非公開）
- ・玄海原子力発電所 3号炉及び4号炉 有毒ガス防護に関する改正規則等への適合性について（緊急時制御室）（※非公開）

※ 提出資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に定める不開示情報を含むため、平成29年4月26日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に係る工事計画の審査の進め方について」を踏まえ、非公開とします。

以上